

不正競争防止法第十八条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令の一部を改正する政令案に対する意見書

2018年（平成30年）7月20日
日本弁護士連合会

不正競争防止法第十八条第二項第三号の外国公務員等で政令で定める者を定める政令の一部を改正する政令案（以下「政令案」という。）に対する意見募集に対し、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 被害企業の立証負担を軽減するという不正競争防止法第五条の二の趣旨とそれを具体化するための政令の改正には賛成する。
- 2 被害企業の救済の実を挙げるために、政令案が具体的にどのような場面に適用されるのかについて、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会における検討段階で提示された具体例等を示した上で周知していくことが必要である。

第2 意見の理由

- 1 不正競争防止法第五条の二（以下「本推定規定」という。）は、一定の技術上の営業秘密について、一定の要件の下、被告側（侵害者）の不正使用の事実についての立証責任を被告側に転換する規定であり、2015年（平成27年）の同法改正により設けられた規定である。

具体的には、本推定規定は、「生産方法その他政令で定める情報に係る」「技術上の秘密」について、同法に規定する営業秘密取得行為があった場合、その行為をした者が、「当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為（以下「生産等」という。）」をしたとき、その者は、当該営業秘密を使用して生産等をしたものと推定する。

そして、政令案は、「政令で定める情報」について、「情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するものを除く。）」と定め、「技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為」について、「法第二条第一項第十号に規定する技術上の秘密（情報の評価又は分析の方法（生産方法に該当するも

のを含む。)に係るものに限る。)を使用して評価し,又は分析する役務の提供」と定めるものである。

2 2015年(平成27年)1月30日付けの当連合会意見書(「産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会『中間とりまとめ(案)』に対する意見書」)において述べたとおり,本推定規定は,被害企業の立証負担を軽減しようとする点において,その趣旨については賛成できるところである。

また,産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会の「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」において指摘されているように,政令案が,データの評価や分析等に係る営業秘密についての本推定規定による保護に対する産業界からのニーズを受けて策定されたものであり,当連合会として,政令案自体について反対するものではない。

3 もっとも,上記政令案の文言からは,具体的にどのような情報や行為が対象となるのかが,必ずしも明確であるとは言い難い。

例えば,営業秘密であるビッグデータの分析方法を不正入手し,同様のデータ分析の役務提供が行われるような場合も,解釈上,本推定規定の適用対象になり得ると考えられるが,それらの点も含め,政令案が具体的にどのような場面に適用されるのかを周知していくことが,被害企業の救済の実を挙げるため必要であると考える。

以上